辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げ

——昭陵窰柴官甸地の場合——

江夏由樹

一　はじめに
二　奉天・撫順の有力者である張家について
三　「官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」という史料について
（1）奉天全省官地清丈局、及び、奉天省公署の檔案史料について
（2）昭陵窰柴官甸地について
（3）「丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」について
四　張家と昭陵窰柴官甸地
（1）昭陵窰柴官甸地と三陵壯丁
（2）張家と昭陵窰柴官甸地
（3）昭陵窰柴官甸地の日本人への「押與」
五　結びに代えて

一　はじめに

清初以來、舊奉天省の地には內務府官莊、盛京戶部官莊、盛京禮部官莊などの各種官莊、三陵（永陵、福陵、昭陵）附屬地、王公府莊園、職田などが廣く設けられていた。これらの土地は、旗地を含め、後に「官地」、「官田」と總稱された。

例えば、光緒年間、これら官地の面積は登録されていた奉天省耕地面積の七割以上を占めていたという記録もある。(1) 清末以降、こうした官地は相次いで民間に拂い下げられ、「民有地」として再編されていった。舊官地の整理は張作霖政權時代に大規模に進められ、その事業は「滿洲國」の時代までには概ね完了していたという。(2) では、官地の民有地化は實際に如何に進められ、そこにどのような問題が存在したのであろうか。とりわけ、筆者が問題とする點は、舊官地が民有地化されていくなかで、どのような人々がその土地の業主權を獲得し、新たにその地主となっていったかということである。清末以降、奉天省では在地勢力の擡頭が顯著であり、かれらの一部は滿洲國の時代にいたるまでこの地域の地方政界のなかで大きな影響力を有していた。(3) そして、こうした在地勢力の中樞を形成した集團のなかに、清末以降、舊官地の業主權を獲得し、有力な大地主となっていったと考えられる人々の一群がいたのである。清末以降における官地の民有地化という問題を論じることは、近代の奉天省社會をその內側から考察していくうえで極めて興味ある課題であると言えよう。

各種官莊地、三陵附屬地などが民間に拂い下げられる際、その拂い下げを受ける優先權は原則的にその土地を代々にわたって管理してきた各官莊の莊頭、三陵所屬の官兵・千丁などに與えられた。清朝の時代、官莊莊頭や三陵所屬の官兵・千丁は旗籍を有し、それぞれが所屬する內務府、盛京戶部、盛京禮部、三陵などの各官衙の統制のもとにおかれていた。しかし、一部の莊頭などは清朝のかなり早い時期から自己の管理した土地、耕作者（壯丁・佃戶）を各在地において私的に支配し、あたかも「地主」的な存在であったという。舊官地の整理が進められるなかで、かれらの一部は自己が管理・占有していた土地の拂い下げを優先的に受け、あるいは、その土地をそのまま自らのものとすることにより、完全なる「地主」としての地位を獲得していったと考えられる。(4)

かつて、筆者は內務府官莊の一つであった錦州官莊の拂い下げの事例を取り上げ、清末時、その莊頭の一人であった凌雲閣という人物が自己の管理した綏中縣所在の舊莊地の一半の拂い下げを受け、この地域における有力な地主としての地位を確保していった經緯を論じたことがある。(5) ただし、この凌雲閣の場合は單に綏中縣という一地方の地主であったに過

ぎない。清末以降の奉天地方政界の中枢に位置した人物をとりあげ、かれらと官地の拂い下げ問題との關わりを検討することが、筆者にとって一つの課題となっていた。そこで、本稿では、奉天省屈指の大地主と言われ、奉天・撫順附近にその勢力基盤を有していた張家の場合を取り上げ、この張家と舊官地との關係が如何なるものであったか、その一端を論じることとしたい。(6)

二　奉天・撫順の有力者である張家について

張家と舊官地との關係を考察するまえに、まず、この張家が如何なる家であったかについて簡單に説明しておく必要がある。『辛亥革命回憶錄　第五集』に收められた秦誠至「辛亥革命與張榕」という文章によれば、張家は、代々、漢軍鑲黄旗に所屬し、太祖（ヌルハチ）、太宗（ホンタイジ）、及びその祖先を祀る三陵の守護をその任としていた。(7) この張家はもともと山東省歴城縣の出身であったという。(8) 恐らく、他の多くの漢軍旗人と同様、張家の祖先は十七世紀初期に清朝（當時は、後金）に投降し、入旗したと考えられるが、その經緯はわからない。清末以降、張家は奉天、撫順、興京などの地域を中心に廣大な面積の土地を有し、張煥榕、張煥相といった、奉天地方政界の有力者を輩出したことで知られている。

張煥榕は、辛亥革命時、奉天における同盟會の指導者として活躍した。上述の「辛亥革命與張榕」によれば、かれは成人して張榕と改名し、十九歳で北京に新設された外國語學校である譯學館に入學した。(9) しかし、日露戰爭が起こると、かれは鄉里の奉天に戻り、日本とロシアの侵略に抵抗し、鄉村の自衛を圖るために、興京、海龍一帶で一部の綠林らとともに「關東獨立自衛軍」という武裝集團、また、民間の鄉村自衛集團である「鄉團」を組織した。興京、海龍一帶はもともと張家の勢力基盤のあったところである。この時、民間有力者の武裝化を恐れた清朝はこれら組織の活動を抑壓し、以後、張榕は反清運動に深く關わっていったという。(10) 一九〇五年、張榕は吳樾とともに、北京驛頭において憲政考察出洋大臣の暗殺未遂事件を起こして逮捕された。この時、吳樾が壯烈な爆死を遂げたことは有名である。張家は人を介して張榕

の助命を清朝に請い、當時の有力者である宦官李蓮英に多額の賄賂を贈ったという。張氏が三陵守護を任とする漢軍旗人の家であるという事情もあり、張榕は處刑を免れ、天津刑務所に收容された。その後、かれは脱獄して日本に逃れた。張榕は日本で同盟會との關係を強め、革命運動に傾倒していったという。(11) 辛亥革命直前、張榕は再び奉天に戻り、同盟會指導者の一人として奉天における反清運動を指導した。しかし、一九一二年初頭、總督趙爾巽による「革命派」彈壓が本格化するなかで、張榕は張作霖の配下によって射殺された。(12)

このように、張榕は奉天における辛亥革命を指導した人物の一人として、奉天近代史のなかで重要な役割を果たした。紙幅の關係もあり、ここでは、奉天における辛亥革命について詳しく論じることはできないが、次の點を確認しておくことが必要であろう。第一に、張榕は奉天屈指の名家の子弟であり、この張家の有した奉天各地、各界有力者との閒の強い人的關係が、かれの政治活動の一つの重要な支えとなっていたことである。第二に、張榕は富裕な漢軍旗人の地主の息子であり、かれ自らがその膨大な資金の一部を準備し、奉天における反清運動を率いていったということである。張榕の活動を支えた張家の財産とはそもそもどのようなものであったろうか。本稿が問題とするのは、特に、この第二の點である。

前述の「辛亥革命與張榕」によれば、張榕の父、張欽善は廣寧府で三陵の倉官を務めていた。當時、張欽善は西豐縣に約二萬畝、奉天近郊に約一萬畝の土地を有し、さらに、通化と新濱（興京）で、それぞれ燒鍋と粮棧を經營していたという。(13) つまり、張家は大地主であるとともに、釀造と穀物取引という商業活動、金融活動にも深く關わっていた。張榕には張煥桂という姉と張煥柏という兄がいた。張煥桂は奉天に初めて設けられた女學校の教師を務め、また、張榕と同じく、奉天における同盟會指導部の重要な一員であったという。(14) 彼女の夫であった王世祺（後に離婚）は漢軍正黃旗に所屬し、その父である王書銘は擧人の身分を有する名士であった。王世祺、王書銘とも三陵四品官を務めていたという。(15) 三陵四品官は三陵に所屬する膨大な土地・財産を管理する責任者であった。恐らく、この官職に附隨する利權は相當なものであっ

たろう。清末時、三陵四品官を務めていた王家と姻戚關係を結んでいたことは、張家も三陵所屬の官兵のなかでかなりの地位にあったことを示している。

張榕の叔父（張欽善の弟）が張欽元であった。張欽元も清末に撫順縣の議事會議長を務め、地方の有力者として知られていた。[16] この張欽元の二人の息子が張煥相と張煥楹である。[17] 張煥楹は奉天地方政界の重鎮として知られた袁金鎧の次女、袁慶瓆をその妻として迎えていた。こうした姻戚關係からも、當時の奉天地方政界における張家の政治的、社會的影響力の大きさを想像することができる。一方、張煥相は一九〇九年から一九一一年まで日本の陸軍士官學校に留學していた。[18] 日本からの歸國後、張煥相は張作霖・張學良政權のもとで東省特別區行政長官などの要職を歴任し、滿洲國の成立後は司法部大臣、參議府參議などを務めた。[19] 溥儀の『わが半生』のなかにも、滿洲國時代や撫順刑務所に收容されていた當時の張煥相の様子が記されている。[20] この張煥相も大地主として知られていた。天野元之助氏の調査によれば、一九二〇年代、東省特別區長官であった張煥相は撫順近郊に約一二、〇〇〇畝、吉林省樺甸縣に約二、〇〇〇畝の土地を所有していたという。[21]

以上に示したように、清末以降、張榕、張煥相といった有力者を輩出した張家は奉天地方社會のなかで大きな勢力を有していた。この張家を含めた奉天地方有力者の家族、および、その姻戚關係の一端を示したものが**表1**である。この表から、かつて、奉天の在地勢力を代表した張煥相、袁金鎧、吳恩培、于沖漢といった人物が姻戚關係を通じて、相互に固く結ばれていたことがうかがえる。張家はこうした在地勢力の結びつきのなかで重要な一角を占めていた。

ここでは、とりあえず、この張家と三陵の土地との關係に着目してみたい。上記のように、張榕の父、張欽善は奉天、西豐等に廣大な土地を有していた。また、張煥相は撫順、樺甸附近の大地主として知られていた。地圖を開いてみると分かるように、張家の經濟基盤があったと言われる、こうした奉天、撫順、海龍、興京、西豐、通化、樺甸などの地域は、現在の遼寧省と吉林省の境界から奉天近郊の三陵に連なる一帶である。かつて、この地域には三陵附屬地、各種封禁地な

家、袁家、吳家、于家の姻戚關係

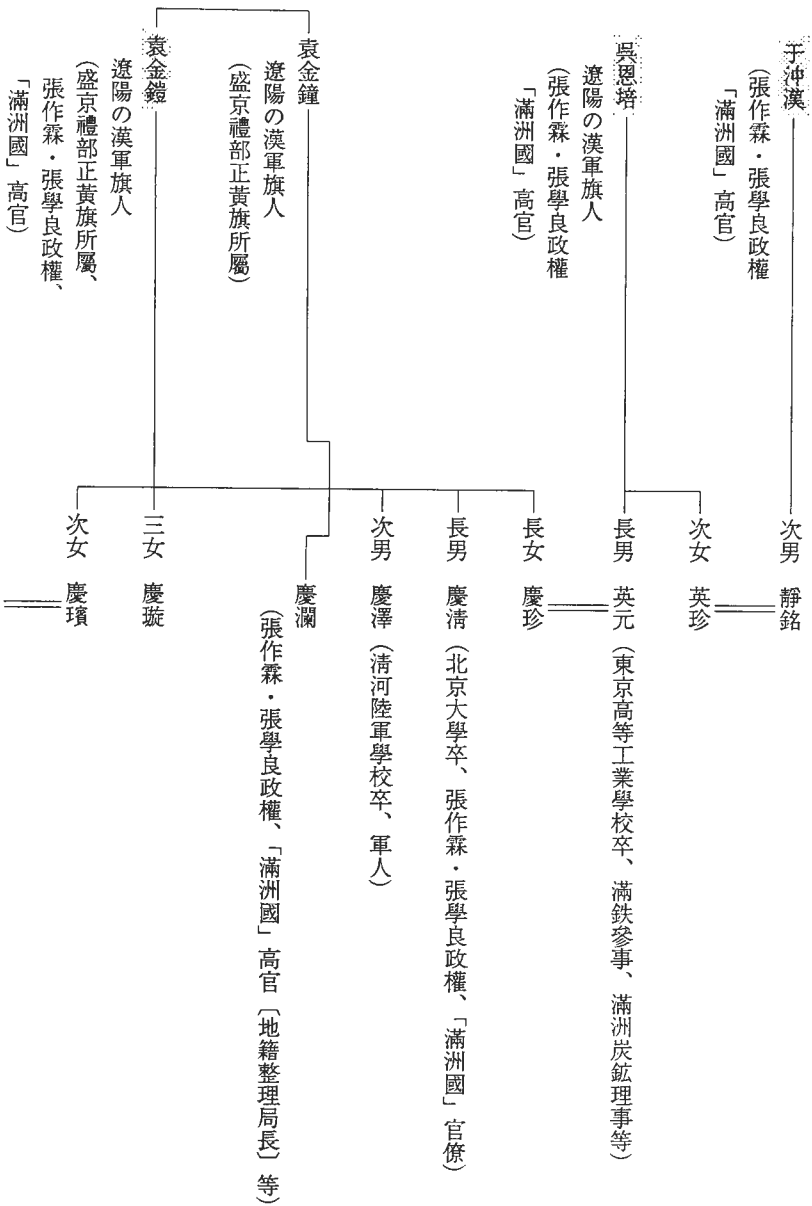

表1　奉天在地有力者である張

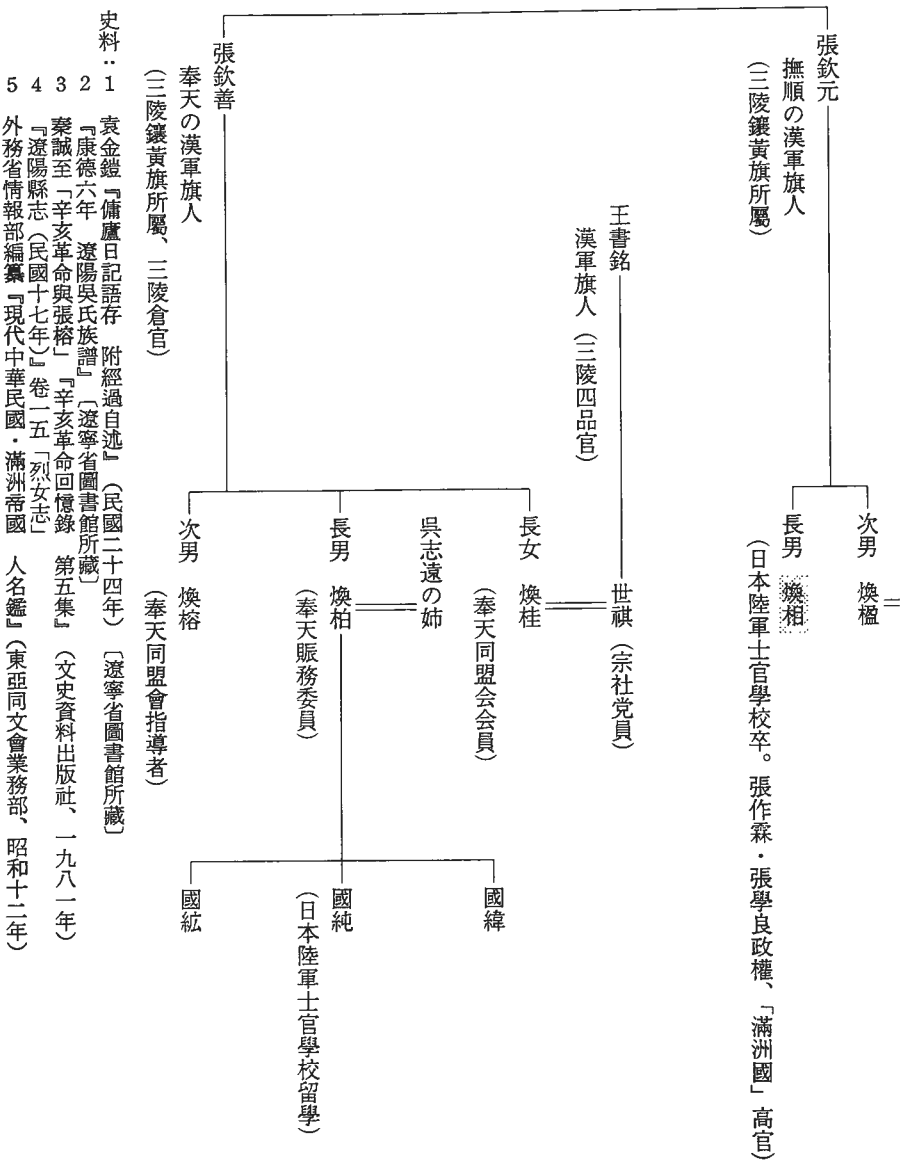

史料：1　袁金鎧『傭廬日記語存　附經過自述』（民國二十四年）〔遼寧省圖書館所藏〕
2　『康德六年　遼陽吳氏族譜』〔遼寧省圖書館所藏〕
3　秦誠至「辛亥革命與張榕」『辛亥革命回憶錄　第五集』（文史資料出版社、一九八一年）
4　『遼陽縣志（民國十七年）』卷一五「烈女志」
5　外務省情報部編纂『現代中華民國・滿洲帝國　人名鑑』（東亞同文會業務部、昭和十二年）

どが廣く設けられていた。清朝の時代、清朝の「龍氣」の道筋である「龍脈」が、朝鮮との境にある長白山から奉天近郊の三陵にまで達していると考えられていた。したがって、清朝はこの地域に各種の三陵附屬地、封禁地を廣く設けて、この「龍脈」を手厚く保護し、一般人民の立ち入りを禁じていた。これらの土地は三陵などの管理のもとに置かれていた。(22) 三陵に所屬した張家が、清末以降、こうした三陵附屬地、封禁地が設けられていた地域に廣い面積の土地を有し、大地主としての地位を確立していったという事實は注目に値する。ここで次のような推測が生まれよう。つまり、清末以降の三陵附屬地、各種封禁地の解體、その民有地化の過程で、代々、三陵衙門の內部で有力な地位にあった張家がそれらの土地の一部の拂い下げを受け、あるいは、そのまま自らの土地としてしまうことにより、廣大な土地を有する地主となっていった可能性である。もしそうであるとするならば、辛亥革命後、奉天屈指の富豪、大地主と稱された張家の土地は、もともとはこうした三陵附屬地などの舊官地であったこととなる。こうした可能性を示す、一つの檔案史料が遼寧省檔案館所藏の「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」という史料である。

三　「官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」という史料について

(1)　奉天全省官地清丈局、及び、奉天省公署の檔案史料について

現在、遼寧省檔案館には滿洲國時代の舊記整理處の手によって整理されたと思われる『奉天全省官地清丈局檔案』が納められている。かつて、滿洲國は奉天に舊記整理處を設け、張作霖政權時代の中央、及び、地方の各衙門に殘されていた文書史料を系統的に蒐集し、その整理を行うことを試みていた。(23) さて、奉天全省官地清丈局は一九一四（民國三）年に設立され、奉天省各地に展開していた各種の官莊、王公莊園、三陵附屬地、職田、荒地などの民閒への拂い下げを行った機關である。官地の拂い下げによる收入は張作霖政權にとって貴重な財源であり、その總辦には王迺斌、王永江、王鏡寰と

いった張作霖政權を支えた有力者が任命されていた。[24]『奉天全省官地清丈局檔案』は一萬件以上のタイトルからなる膨大な史料群であり、現在、その史料は一件ごとに大型の封筒に納められている。そこには、各種官地の拂い下げの具體的な經緯を示す史料、それと關連した清朝時代の各種土地關係史料がまとめられている。したがって、こうした史料を細かく考察するならば、清末の奉天省における各官地の土地權利關係の實情、辛亥革命後の各官莊、王公莊園、三陵附屬地などの拂い下げの實態がかなり明らかになるであろう。

一方、これとは別に、『奉天省公署檔案』として整理されている史料群のなかにも、官地清丈局關係の檔案が相當數納められている。恐らく、張作霖政權時代、舊官地の拂い下げが進められていくなかで、官地清丈局だけでは處理できない複雜な、そして、政治的な判斷を必要とする案件については、その書類が奉天省公署の方に送られたのであろう。その結果、官地清丈局關係の史料であっても、その一部は『奉天省公署檔案』として保存されていた。したがって、政治問題化した土地拂い下げの案件については、この『奉天省公署檔案』のなかに興味深い史料が殘されている場合が少なくない。[25]こうした檔案史料の一つが、ここで取り上げる「丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」である。これは、三陵の一つであった昭陵（北陵、太宗の墓陵）の附屬地であった窰柴官甸地の民國初頭における拂い下げの經緯を示す史料である。

（2）昭陵窰柴官甸地について

昭陵窰柴官甸地は昭陵の西に位置し、奉天城の中心から西北西に約十數キロメートル程のところにあった（地圖參照）。『滿洲舊慣調査報告書　皇産』の記述によれば、この窰柴官甸地は、清初、三陵陵寢の甎瓦の燒造を行うための燃料である柴薪、窰土の採取、また、窰場を設置するために設けられた土地であった。三陵所屬の壯丁（千丁）は四品官の管轄のもとに置かれ、陵寢の修營、甎瓦の燒造、院内の清掃などの雜役に當たっていた。[26]四品官は三陵の土地、財産の管理を統括した責任者であり、清末時、張家と姻戚關係にあった王家の王書銘、王世祺が三陵の四品官を務めていたことは、既に述べ

地圖　昭陵窰柴官甸地關係地圖

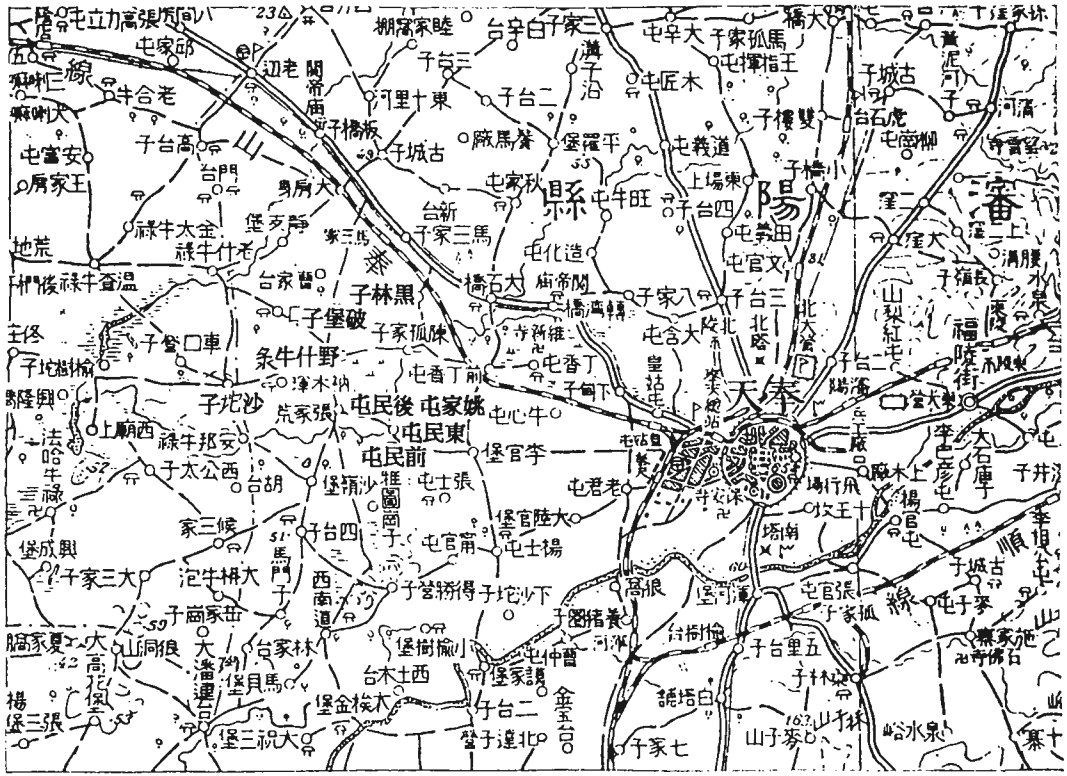
縣
陽
天奉
子林黑
子堡破
屯民後
屯民前
屯民東
屯家姚
子坨沙
條牛什野
子家三馬
子台高
子城古
屯家秋
屯牛旺
屯化造
屯官文
屯官李
屯君老
屯士張
屯官甫
屯士楊
屯官陸
屯官張
屯子麥
屯家孤
屯義道
屯富安
屯立力
屯家邱
屯辛大
屯匠木
屯揮指王
屯含大
屯香丁
屯心牛
子家孤馬
子家八
子家七
子家三
子台四
子台二
子台三
子台五
子台里五
子台北
子台下
子坨少
子坨北
子營北
子營得
子營獵
子圈獵
子橋板
子橋小
子橋東
子橋大
子城古
子城古
子樓雙
子嶺家
子岡家
子太公西
子家三大
子家七
子家孤
子家孤
子家孤馬
子家三
子家八
子家七
子麥
子林
子井
子井
子麥
子麥
子麥

た通りである。三陵の四品官、また、その管轄下にあった官兵・壯丁は全て旗籍に屬していた。道光年間、三陵所屬の壯丁の一部にこの窰柴官甸地を開墾、耕種することが許され、かれらは一定の租錢を三陵に納めることで、その土地を佃戶として自由に使用、收益することができるようになった。清末時、その租錢は十畝につき銀一元程であったという。三陵はこうした租收入を三陵陵寢の維持・管理を行うための費用の一部に充てていた。三陵の壯丁は自己の占有する土地を第三者に賣却することは出來なかったが、これを自由に相續、出典することが出來た。つまり、これらの三陵所屬の壯丁は土地に對し、一種の「永佃權」を保持していたと言えよう。[27] 辛亥革命後、官地の解體・整理が相次いで進められるなかで、この窰柴官甸地もその土地を實質的に占有していた三陵所屬の千丁に拂い下げられることとなった。

(3) 「丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」について

「官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」という史料は奉天督軍兼省長張作霖の名前によって發布された昭陵窰柴官甸地の丈放に關する布告（民國五年十月二十四日附）とその土地臺帳からなる。[28] まず、その布告は縱一メートル、横五十四センチメートルの大きさの紙に記されたものであり、顧家荒に掲示されたものとある。ただし、滿洲國時代の五萬分の一の地圖によっても、昭陵窰柴官甸地の展開していた附近に顧家荒という名前の集落を確認することはできない。この布告は「前言」にあたる文章と二十の條文からなる。まず、「前言」は窰柴官甸地を拂い下げるにいたった經緯、その目的を述べている。その大意は次のようなものである。それによれば、四品官の管下にあり、三萬餘畝の面積からなったこの窰柴官甸地は、道光八年以降、昭陵に所屬する壯丁に發給し、その耕種を許した。三陵は壯丁から合計小洋二千餘元の租を徵收し、これを昭陵の維持、管理のために用いた。しかしながら、近年、一部の壯丁がこの土地を外國人（具體的には日本人を指す）に抵押するという事態を招いている。三陵衙門と瀋陽知縣の調査によれば、その面積は八千畝にも及び、その問題の解決が急務となっている。これを放置すれば、かつての溥豐農場の轍を踏むことにな

りかねない。したがって、窰柴官甸地の調査、その整理・拂い下げを行うことは、まず、外國人の土地占有を排除するために必要であり、且つ、この土地の拂い下げはそれを受ける壯丁に土地所有權を、舊清朝皇室には拂い下げによる地價收入を、地方政府には稅收を與えることになり、各方面にもたらす利益は大きいであろう、と述べている。このように、布告は窰柴官甸地の拂い下げの目的が、まず、外國人の土地占有を防止する點にあったことを強調している。溥豐農場の問題とは、民國二年、昭陵附屬地の一つである昭陵餘地が、辛亥革命後の混亂のなかで、奉天都督趙爾巽らの財產となり、さらに、その後、それが榊原政雄という日本人の所有に歸してしまった事件を指す。(29)

布告は、次に、昭陵窰柴官甸地拂い下げの方法・手續きを各條文のなかで說明している。具體的には、原額地、浮多地の別を論じることなく、土地はこれまで土地を占有してきた三陵の壯丁、つまり、原佃に優先的に拂い下げること（第二條）、土地はその地味により上則、中則、下則に分け、地價はそれぞれ一畝につき大銀元六元、五元、三元とすること（第五條）、拂い下げの際に規定の經照費（一畝につき大銀元一角）、照費（一畝につき大銀元一角）、註册費（一畝につき大銀元二角）を徵收すること（第九條）、地價の拂込期限は民國五年十一月から民國六年十一月までとすること（第十一條）、地價の早期納入者への優遇措置（第十四條）と遲延者への罰則（第十五條）を設定すること、土地への課稅は民國七年から行い、五、六年度については、これまで通り、壯丁は三陵に租を納入すること（第十六條）などが記されている。(30) なお、一畝あたり三元から六元という地價は、他の官地の拂い下げの場合とほぼ同水準であり、當時のこの地域における實際の地價に較べるとかなり安價であった。(31) これは、實質的な土地保有者への拂い下げであるという事情が考慮された結果であろう。

一方、土地臺帳は縱二十センチメートル、横二十四センチメートルの大きさの紙片を綴じたものであり、そこには、民國五年に實施された土地丈量の記錄がまとめられている。ただし、その保存狀況は必ずしも良好でなく、損傷も一部で著しい。昭陵窰柴官甸地は第一廠から第八廠までに編成されていたが、この土地臺帳は第一・二・三廠、第四・五廠、第六・八廠、第七廠の記錄をそれぞれ一纏めとして綴じており、計四册からなっている。各册の表紙には奉天全省官地淸丈

表 2　昭陵窰柴官甸地概略

	所在地（現名）	土地を占有していた主な壯丁の姓とその壯丁の數	面積〔單位：畝〕（地段の數）	
第一廠	永安橋（陳家荒） 黑林子	陳姓 9　王姓 9　馬姓 4	2,511.7 （29）	上則　413.0 中則　1,307.0 下則　791.7
第二廠	洪家臺（胡家屯） 黑林子（沙崗子） （王家荒）	胡姓10　王姓 9　李姓 2	2,908.75 （25）	上則　375.18 中則　936.82 下則　1,596.75
第三廠	洪家臺（沙崗子） 黑林子（橋　頭） （溫家荒） （王家荒）	陳姓17　吳姓 9　王姓 3 胡姓 2　張姓 2	3,424.32 （42）	上則　86.4 中則　518.07 下則　2,819.85
第四廠	黑林子 破堡子 姚家屯	陳姓12　李姓 6　吳姓 5 張姓 2　鄧姓 2	3,312.22 （32）	中則　215.0 下則　3,097.22
第五廠	破堡子 東民屯	羅姓 8　王姓 4　孔姓 2	3,204.00 （16）	上則　195.0 中則　322.31 下則　2,686.69
第六廠	破堡子 後民屯	鄧姓21　蘇姓 5　李姓 3 胡姓 2	3,065.50 （44）	上則　247.4 中則　1,150.45 下則　1,667.65
第七廠	前民屯 破堡子	閻姓12　鄧姓 2	7,834.78 （29）	上則　150.0 中則　200.0 下則　7,484.78
第八廠	野什牛泉 沙坨子 沙崗子	王姓24　高姓16　楊姓13 張姓15　吳姓16　孫姓 3 孟姓 2	4,694.77 （113）	上則　232.45 中則　1,328.52 下則　3,133.80
			合計　30,956.04 （330）	

「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」より作成

局の關防が押されている。臺帳の各葉の表裏にはそれぞれ二つの地段ごとの記錄が記されており、その書式は一定である。つまり、各地段ごとに、第一行目に佃戸名（土地を占有していた三陵壯丁を指す）、土地の座落、第二行目に土地の上・中・下則の別とその面積、第三行目に土地の四至が記されている。また、各土地に關する様々な追加的な備考が臺帳の餘白や添附された紙の上に書き込まれている。それは、該當地の拂い下げが實際に行われたか否かを示す記述、土地の拂い下げを實際に受けた者の名前、臺帳に記載されている佃戸（三陵壯丁を指す）が更に土地を出佃していた場合にはその佃戸名、該當地が外國人に抵押されていた場合にはその內容を示す記錄、土地權利の相續が行われた場合にはその新舊の權利者の名前などについての書き込みである。また、資力に缺く等の理由により、土地の拂い下げを希望しない壯丁はその旨を記した「具結」を提出したが、そうした「具結」がこの臺帳に貼附されている場合もあった。土地臺帳作成の際、その記載內容は三陵衙門に殘されていた舊土地臺帳と逐一照合されていたと考えられ、舊帳簿記載の面積と實測面積の違いなどもそこに記されている。こうした書き込みは亂雜なものであるが、そこには、各土地の權利關係の實情を知るうえで貴重な情報が含まれている。また、土地臺帳各册の最後には、その册に記載された全ての土地の面積が集計されて記錄されている。(32)

表2はこの土地臺帳の記載內容をもとに、昭陵窰柴官甸地の概要をまとめたものである。表は各廠ごとに、土地の所在地、土地を占有していた主な壯丁の姓、土地面積の總計と地段の數、また、上・中・下則の別の土地面積の合計を示している。この表を**地圖**とともに見るならば、民國初頭の昭陵窰柴官甸地の概略がおおよそ理解できよう。本稿が注目する點は、この土地臺帳の佃戸名の欄に、先に述べた張煥榕（張榕）、張煥柏の名前が記されていることである。そこで、この土地臺帳の記載內容をより詳しく考察し、清末から民國初頭にかけての昭陵窰柴官甸地の土地權利關係の實態、特に、張家とこの土地との關係について考察してみることとしたい。

四　張家と昭陵窰柴官甸地

（1）昭陵窰柴官甸地と三陵壯丁

昭陵窰柴官甸地が第一廠から第八廠までの各廠から構成されていたことは、既に述べた通りである。各廠は黒林子、破堡子、野什牛泉、東民屯、前民屯といった集落を中心に展開していた（地圖參照）。このうち、第一廠から第六廠までは約二千五百畝から三千五百畝の土地からなっていたが、第七廠、第八廠はこれより廣く、それぞれ、約七千八百畝、四千七百畝の土地を有していた。各廠を合計した全體の面積は約三萬畝であった。當時、この地域において、一般的な農家が平均で二十畝から三十畝程度の土地を耕作していたことを考えると、一つの目安として、約三萬畝の土地は約千五百戸から二千戸の農家が生計を維持できる廣さであったことになる。(33)

これらの土地は、民國五年の時點において、全體で三百三十の地段からなっていた。地段の數は各廠によって異なっており、第五廠では僅か十六段と少なく、反對に、第八廠では百十三段にもなった。その他の廠では、その數は二十五から四十五の間にあった。土地面積と地段の數がそれぞれで異なっていたことから、各廠の一地段あたりの土地面積の平均にもかなりの違いがあった。例えば、第八廠の場合、それは僅か四十一畝、第七廠の場合は二百七十畝であった。因みに、全廠を通じての一地段あたりの土地面積の平均は約九十四畝であった。なぜ、第七廠、第八廠の土地面積が特に廣かったのか、また、第八廠の地段の數がとりわけ多かったのかといった點は明らかでない。恐らく、各廠の設立經緯を詳しく知る必要があるが、この土地臺帳からだけではそうした點はわからない。

一方、民國五年の時點において、窰柴官甸地の土地を占有した三陵壯丁の數は二百三十七名であった。このなかには、複數の地段、また、かなりの面積の土地を占有する者もいたが、他方、僅かな面積の土地に對して權利を有するだけの者

もいた。ここで注目したい點は、壯丁の數が多かったにもかかわらず、その宗族の數は比較的少數であったことである。そして、各廠の土地の多くは特定の宗族の壯丁によって占有されていた。例えば、第一廠の土地を占有していた壯丁の姓は概ね陳姓と王姓、そして、第二廠、第三廠の場合は、それぞれ、胡姓と王姓、陳姓と吳姓といった具合であった。第四廠、第五廠、第六廠、第七廠の場合は、それぞれ、陳姓、羅姓、鄧姓、閻姓がそうした壯丁の姓であった。第八廠のみ、王、高、楊、張、吳という五姓で土地を分け合っていた。以上の點は次のことを意味するであろう。つまり、昭陵窰柴官甸地が設けられた道光八（一八二八）年の時點においては、恐らく、比較的少數の三陵壯丁に對して、各廠の土地を開墾耕種することが許されたのであろう。しかし、その後、これらの土地は相續等を通じて各壯丁の閒に細かく分散していったと考えられる。第一廠の王姓、第二廠の胡姓、第三廠の陳姓、第五廠の羅姓、王姓の場合などがその事情を良く示している。こうした宗族では、しばしば、輩行字を同じくする壯丁がそれぞれ互いにほとんど同じ面積、あるいは、そうした面積を半分にしたような廣さの土地を占有していた。例えば、第二廠の胡姓の場合、胡成仲が上則地三五・二畝、中則地六九・八畝、下則地一七二・九八畝、胡正鴻が上則地十七・五畝、中則地三二・五畝、下則地八四・一三畝、胡正斌、胡正濂が上則地八・七五畝、中則地一六・二五畝、下則地四一・七一畝、胡紹昌、胡紹吉が上則地四・三七畝、中則地八・一三畝、下則地一三・一三畝を有していたといった具合である。ここに、昭陵窰柴官甸地各廠の多くの土地の占有權が、世代から世代へと、壯丁の閒で分筆、相續されていった様子をうかがうことができよう。

民國五年の時點において、多くの壯丁は比較的小さな面積の土地を占有していたに過ぎなかった。しかし、一部の壯丁がかなりの面積の土地を占有していたことも事實である。民國初頭、三百畝以上の土地を占有していた壯丁の數は十八名にも及んだ。例えば、第七廠の閻世俊、閻世續などは下則地ではあるが、それぞれ、一五九三畝、一四〇六畝もの土地を占有していた。廣い面積の土地を占有したこれら壯丁は、多くの場合、さらにその土地を他の農民に出佃していた。つまり、これら一部の壯丁はあたかも「地主」のような存在となっていたのである。こうした壯丁が、昭陵窰柴官甸地に展開

した地域社會、つまり、三陵壯丁を中心に形成された社會のなかで大きな影響力を有していたであろうことは十分想像できる。そのなかで、とりわけ、注目する存在が張煥榕の兄、張煥柏であった。

（2）張家と昭陵窰柴官甸地

張煥柏は三陵壯丁のなかで最も廣い面積の窰柴官甸地、實に、二千二百十三畝もの土地を占有していた（表3參照）。この數字から、まず、昭陵窰柴官甸地の展開していた地域における、當時の張家の勢力の大きさを想像できよう。張煥柏の占有する土地は第三廠の黑林子附近に集中しており、その面積は約一五〇〇畝であった。このうち、約七二〇畝は以前より張煥柏の占有する土地であったが、殘りの約七八〇畝は、元々、張煥榕の名義の土地であった。この部分の土地臺帳を見ると、張煥榕の占有していた四つの地段については、そこに記載されていた張煥榕という名前が消され、その上に張煥柏と書いた紙が糊附けされている。つまり、辛亥革命の際、奉天同盟會の指導者であった張煥榕は張作霖の配下に暗殺されたが、その後、この土地の權利は兄の張煥柏によって相續されていたのである。恐らく、張煥榕、張煥柏は父の張欽善からこれらの土地の權利を相續したのであろう。第三廠において、張煥榕、張煥柏がほぼ同面積の土地の權利を有していたことからも、そうした相續の事情を想像することができる。

ここで重要な點は、張煥柏が他の三陵壯丁と異なり、第一廠、第三廠、第四廠、第八廠と複數の廠にわたって土地を占有していたことである。上記の第三廠の土地とは別に、張煥柏は第一廠、第四廠、第八廠に合計して約七〇〇畝の土地を占有していた。これは、他の壯丁がそれぞれ特定の廠に所屬し、特定の廠の土地のみを占有していたことと對照的である。次に、その占有面積の大きさにもかかわらず、張家の場合、土地臺帳に記載された人間が張煥榕、張煥柏の二人だけであったことも、見逃せない。これも、各廠の土地が特定の宗族に屬した何人かの壯丁によって占有されていたことと對照的である。上記の二點を考えると、次のようなことが推測できる。つまり、張家が昭陵窰柴官甸地の權利を獲得した經

表3　張煥柏に撥給されていた昭陵窰柴官甸地

	所在地	面積（單位：畝）	備考
第一廠	永安橋	中則 70.0 下則 143.5	民國2年、日商西宮房次郎に押與。王長興が租種。
	黑林子	中則 30.0	
第三廠	黑林子	上則 15.0 中則 30.6 下則 590.2	民國2年、日商西宮房次郎に押與。韓民崔治盛、林允楫、洪成林、趙時云等が租種。
	黑林子	下則 33.2	民國2年、日商小寺洋行に押與。韓民崔治盛、田緒儒等が租種。
	黑林子	下則 50.0	民國2年、日商小寺洋行に押與。韓民趙時云、田經如が租種。
	黑林子	中則 52.0 下則 300.97	舊名義人は張煥榕。民國2年、日商西宮房次郎に押與。韓民林允楫、金元道、全仲耀等が租種。
	黑林子	中則 105.0 下則 275.0	舊名義人は張煥榕。民國2年、日商小寺洋行に押與。韓民洪成林が租種。
	黑林子	下則 30.0	舊名義人は張煥榕。民國2年、日商西宮房次郎に押與。
	黑林子	下則 25.0	舊名義人は張煥榕。民國2年、日商西宮房次郎に押與。
第四廠	破堡子	下則 220.0	韓民洪成麟等租種 ｝ 實際の面積 804.3 畝
	破堡子	中則 100.0 下則 125.0	韓民洪成麟等租種 ｝ 實際の面積 804.3 畝
第八廠	沙坨子	下則 18.0	民國2年、日商小寺洋行に押與。
合計 2,213.47（畝）			

1. 第四廠の實際の面積で計算すると、上記の合計は2,572.77畝となる。
2. 民國4年、外國人への土地盜賣という理由により、上記の張煥柏名義の全ての土地は官により接收された。

「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」より作成

緯は、他の三陵壯丁の場合とは異なるのかもしれないということである。恐らく、三陵倉官であった張欽善、あるいは、その父祖がその立場を利用してこれらの土地の權利を獲得したのではないかと考えられる。いずれにせよ、二十世紀初頭、廣大な面積の昭陵窰柴官甸地を占有していた張家が單なる昭陵壯丁の家系ではなく、むしろ、これら壯丁の上に立つ存在であったことが推測できる。この點は、この窰柴官甸地が日本人に「押與」された、その事情を見てみるとより明らかになる。

（3）昭陵窰柴官甸地の日本人への「押與」

昭陵窰柴官甸地の多くの土地が日本人に「押與」という形で賣却され、そのために、張作霖政權がこの土地の整理を急いだことは、既に說明した通りである。「押與」とは一種の「質入れ」に似た慣習であり、この場合、土地を擔保に入れて金錢を借りる形式をとりながら、實質的に土地を賣却してしまうことを意味する。[34] 實際、土地臺帳を見ると、かなりの面積の土地が日本人に押與されていたことを確認できる。例えば、第一廠の場合など、その多くの地段が日本人に押與されており、これらの土地臺帳の上部の欄外には「未放」と注記されていた。この場合、土地の外國人への押與、つまり、「盜賣」が摘發され、土地の拂い下げが行われなかったことを意味する。一方、土地盜賣の事實もなく、土地の拂い下げが認められた場合には、欄外に「已放」と記されていた。但し、こうした「未放」、「已放」といった注記が行われていたのは、第一廠から第三廠までであり、他廠の臺帳にそうした書き込みはない。したがって、民國五年の時點において、全體でどの程度の面積の土地の拂い下げが完了していたのかを確認することはできない。

ここで問題となるのは、窰柴官甸地が誰に押與されていたかという點である。史料にある、土地の押與を受けた日本人とは具體的には小寺洋行と西宮房次郎であった。小寺洋行の營業主は小寺莊吉という人物であり、當時、營口で豆油粕製造と貿易業を營んでいたという記錄がある。かれの本籍は神戸市中山手通にあった。[35] 一方、西宮房次郎は奉天で西宮農場

表4　張煥柏の關與により小寺洋行、西宮房次郎に押與された土地

	名義人	所在地	面積（單位：畝）		張煥柏の手を經て租權を獲得した者
第一廠	王慶奎	黑林子	上則	78.75	劉國年
		永安橋	中則	8.5	
	王福升	永安橋	上則	20.0	劉永年
			中則	12.5	
			下則	6.7	
	王慶海	永安橋	上則	20.0	劉永年
			中則	12.5	
			下則	11.7	
	馬林	永安橋	上則	15.0	劉永年
			中則	1.5	
	馬德	永安橋	上則	25.0	劉永年
	馬永全		中則	28.0	
	馬俊陽	黑林子	上則	25.0	劉永年
第二廠	王永庫	黑林子	下則	55.0	劉國年
	王永才	黑林子	中則	90.0	劉國年より、さらに、「韓民」高奎昌、全仲耀へ
	王永禮	黑林子	上則	5.0	同じく「韓民」張洛三へ
			下則	5.0	
	王長貴	黑林子	中則	212.0	「韓民」金元道、鄭尙希、金再彦
			下則	207.0	
	王永智	黑林子	上則	130.0	「韓民」全仲耀、金元道、鄭尙希、裴德俊、張萬發、張洛三
			中則	215.0	
			下則	52.0	
第三廠	陳永福	洪家臺	中則	20.0＊	「韓民」趙信鴻
	克顯	黑林子			
	胡紹升	黑林子	下則	150.0	「韓民」張洛三、張萬發
	紹恩				
	王永太	黑林子	下則	45.0	「韓民」金秋煥
	吳志遠	黑林子	上則	10.0	「韓民」崔治盛、金元道
			中則	55.0	
			下則	35.0	
	吳之元	黑林子	上則	5.0	「韓民」洪成林
	吳之顯	黑林子	下則	135.0	「韓民」崔治盛、洪成林
	吳之顯	黑林子	中則	25.5	「韓民」洪成林
			下則	5.0	
	吳緒昌	黑林子	下則	55.0	「韓民」全仲耀
第四廠	吳貴昌	破堡子	下則	25.0	「韓民」洪成麟
	吳松苓	破堡子	中則	100.0	「韓民」洪成麟等
			下則	67.4	
	吳之馨	破堡子	下則	28.0	「韓民」洪成麟
合計	1,997.05				

1. 張煥柏に發給されていた土地は除く。
2. 上記の土地は＊印（西宮房次郎に押與された土地）を除き、全て小寺洋行に押與された。

「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告　民國五年十月」より作成

を有し、農業、牧畜、園藝を營んでいたという。かれの本籍は東京市芝區にあった。[36] 小寺、西宮がいかなる人物であり、どのように、かれらが窰柴官甸地と特別な關係を有するきっかけを得たのか、その事情はわからない。いずれにせよ、小寺、西宮はいわゆる當時の「在滿日本人」の一人であった。民國初頭、昭陵窰柴官甸地のかなりの面積の土地はこの小寺と西宮という二人の人物によって、事實上、購入されていたのである。

この小寺、西宮と深い關係にあった家が張家であった。張煥柏の占有していた各土地の臺帳の上部欄外を見ると、そこには全て、土地盜賣の件により、民國四年、これらの土地は官により接收されたことが記されている。實際、**表3**が示すように、民國二年、張煥柏の占有していた土地のうち、一、二八七畝は西宮房次郎に、四八一畝は小寺洋行に押與されていた。但し、第四廠の四四五畝についての注記はない。小寺洋行、西宮房次郎に押與された土地はさらに他の農民に出佃されていた。その佃戸は劉永年、劉國年、また、洪成林、趙時云、田緒儒、林允楫といった多くの「韓民」であった。

他方、張煥柏は自らの土地を小寺洋行、西宮房次郎に押與しただけでなく、他の三陵壯丁がその占有する土地を小寺、西宮に押與することにも深く關與していた。**表4**は、土地臺帳の欄外の書き込み、あるいは、そこに糊附けされた紙片に記された內容から、明らかに張煥柏の關與により、三陵壯丁から小寺洋行、西宮房次郎に押與されていた土地を示したものである。そうした土地は第一廠から第四廠までに集中しており、合計した面積は約二千畝程にもなった。土地を小寺、西宮に押與した壯丁は第一廠の王姓、馬姓、第二廠の王姓、第三・四廠の吳姓等が中心であった。張煥柏自身の占有した土地の場合と同樣、これらの土地も小寺洋行、西宮房次郎に押與された後、さらに張煥柏の仲介により、劉國年、劉永年、あるいは、「韓民」である洪成林、全仲耀、金元道、張洛三等に出佃されていた。劉國年、劉永年、あるいは、これら「韓民」佃戸がどのような經緯でこの窰柴官甸地を租種するようになったのか、かれらと張家、さらに、西宮、小寺が如何なる關係にあったのかは明らかでない。張煥榕、あるいは、張家と一部の日本人との深い關係は、奉天における辛亥革命史の研究のなかで、一つの焦點となる問題であるが、そうした關係のなかで張家と西宮、小寺との關わりも生まれて

きたのかもしれない。この點はなお今後の課題である。(37) 日本人が昭陵窰柴官甸地の土地を購入し、さらに、「韓民」がその土地を佃戸として耕作していたとなると、これは張作霖政權にとっては厄介な事柄であった。土地をめぐる問題がすぐさま外交交渉に進展する可能性があった。むしろ、こうした面倒な日本との交渉を張作霖政權は避けるであろうという豫想をもとに、張煥柏等が昭陵窰柴官甸地の土地を小寺、西宮に押與し、金錢を獲得していたということが、十分考えられるのである。

本節の議論をまとめると次のようになる。清末期、三陵に所屬した漢軍鑲黃旗人、張家はかなりの面積の昭陵窰柴官甸地を自らの占有のもとに置き、他の三陵壯丁にも大きな影響力を及ぼす有力な存在であった。民國五年の拂い下げの際、土地の「盜賣」という事實が摘發されたために、張家は自己の占有した窰柴官甸地の拂い下げを受けることはできなかった。しかし、史料は、こうした特別の事情が無ければ、民國初頭の拂い下げのなかで、これらの土地はそのまま張煥榕、張煥柏の所有に歸することになったであろうことを示していた。このことは、本稿が先に掲げた假說、つまり、奉天屈指の地主と言われた張家の所有した土地はかつては三陵に所屬した土地ではなかったかという點を裏附けている。昭陵窰柴官甸地の拂い下げをめぐる問題が一つの例外的な事件であったとするならば、他の三陵附屬地等については、張家が有力な三陵所屬の官員という立場を利用し、そのまま、土地の拂い下げを受け、その地主となっていった可能性が強い。奉天の大地主と言われた張家の土地所有の歷史は、實はその舊官地の支配と深く關わっていたのである。官地の解體過程のなかで、その土地に對してそれまで潛在的な權利を有した有力者がその所有者、つまり、新たな地主となっていくという、清末・民國期における奉天省社會內部の動きを、ここに讀み取ることができよう。

五　結びに代えて

清末以降、奉天の地方有力者が如何に舊官地の拂い下げを大規模に受けていったかということを具體的に示す記錄を、

檔案史料のなかに見いだすことは容易でない。有力者の私的財産の内容を明示するような記録が、檔案史料として殘されることはなかなか難しいであろう。そもそも、有力者が廣い面積の舊官地を承領した場合、團體名や僞名を使った巧妙な方法が用いられ、その土地拂い下げの實態は隱されてしまったであろうことが、十分推測できる。(38) 昭陵窰柴官甸地の拂い下げの場合も、もし、ここに特別な問題が生じていなければ、この土地の權利關係を示す臺帳も殘されなかった可能性が強い。しかし、本稿で明らかにしたように、昭陵窰柴官甸地の拂い下げは、日本人への土地盜賣という問題が表面化したために、奉天省政府の深く關與する事柄となり、そのために、この土地の拂い下げの實情を示す土地臺帳が、一つの「事件」の記錄として、『奉天省公署檔案』のなかに殘されることとなった。幸運にも、そのなかに、我々は張煥榕、張煥柏といった名前を見いだし、奉天屈指の大地主と言われた張家の舊官地支配の一端を確認することができたのである。その意味で、「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」という史料は、貴重な價値を有するものと言えよう。筆者は今後も『奉天全省官地清丈局檔案』『奉天省公署檔案』等のなかに殘された土地關係史料を分析し、清末・民國期の奉天省における官地の解體、その後の地主制の再編の實態が如何なるものであったかという問題についてより掘り下げた檢討を進めていきたいと考えている。

註

(1) 梁方仲編著『中國歷代戶口、田地、田賦總計』(上海人民出版社、一九八〇年)三八四―八五頁。

(2) 張作霖政權時代の官地の丈放については、拙稿「辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げについて」『一橋論叢』第九八卷第六號、一九八七年を參照。

(3) 清末以降の奉天省における在地勢力の政治的擡頭については、拙稿「奉天地方官僚集團の形成」『一橋大學研究年報經濟學研究』三一　一九九〇年を參照。

(4) 清末における官莊の拂い下げ問題については、拙稿「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社會經濟史的意味」『社會經濟史學』第四九卷第四號、一九八三年を參照。

(5) 拙稿「舊錦州官莊の莊頭と永佃戶」『社會經濟史學』第五四卷第六號、一九八九年。

(6) 筆者はすでに張家について次のような小さな論文をまとめ

たことがある。拙稿「舊奉天省撫順の有力者張家について」『一橋論叢』第一〇二卷第六號、一九八八年。

(7) 秦誠至「辛亥革命與張榕」（中國人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄　第五集』（文史資料出版社、一九八一年）所收）五九二頁。

(8) 黃季陸主編『革命人物誌　第四集』（中央文物供應社、中華民國五九年）四一〇頁。

(9) 前掲「辛亥革命與張榕」五九三―九四頁。

(10) 同、五九四―九五頁。

(11) 同、五九五―九七頁。

(12) 同、五九八―六〇四頁。「張作霖報告擊殺張榕等人呈」『歷史檔案』一九八一年第四期、一二―一三頁。なお、奉天における辛亥革命については、とりあえず、李時岳「辛亥革命時期、東三省革命與反革命鬪爭」『歷史研究』一九五九年第六期、西村成雄「東三省における辛亥革命」『歷史學研究』第三八五號、一九七〇年、趙中孚「辛亥革命前後的東三省」『中央研究院近代史研究所集刊』第十一期、民國七十一年、前掲の拙稿「奉天地方官僚集團の形成」等を參照。

(13) 前掲「辛亥革命與張榕」五九二頁。

(14) 同、五九二―九三頁。

(15) 同、五九三頁。王樹楠等纂『奉天通志』卷一五五「選擧二擧人　清」八〇頁（洋裝本『奉天通志』（瀋陽古舊書店、一九八三年）第四册、三六二四頁）、『撫順縣志略（宣統三年七月）』二一a頁。

(16) 前掲『撫順縣志略』「政經表」十二b頁。

(17) 袁金鎧『傭廬經過自述　卷一（民國二十四年）』（遼寧省圖書館所藏）十五a頁。

(18) 沈雲龍主編『近代中國資料叢刊續編第三十七輯　日本陸軍士官學校中華民國留學生名簿』（文海出版社、中華民國六十六年）四八頁。

(19) 園田一龜『奉天派の新人と舊人』（奉天新聞社、大正十二年）一〇〇―一〇二頁。

(20) 愛親覺羅・溥儀（小野忍、野原四郎等譯）『わが半生（下）』（筑摩書房、一九七七年）、一二一、一五六頁。

(21) 南滿洲鐵道株式會社經濟調査會編（天野元之助筆）「東三省官憲有力者の土地所有狀況（昭和三年三月調）」『滿洲經濟の發達』（南滿洲鐵道株式會社、昭和七年）四一頁。

(22) 南滿洲鐵道株式會社編纂（天海謙三郎筆）『滿洲舊慣調査報告書前編ノ內　皇產』（南滿洲鐵道株式會社、大正三年）二三六―四三頁、二六七―六九頁。

(23) 舊記整理處については、彌吉光長「舊國立奉天圖書館の檔案始末記」『岩井博士古稀記念典籍論集』（開明堂、昭和三十八年）七八一―七九二頁を參照。

(24) 王永江、王迺斌、王鏡寰については、とりあえず、前掲『奉天派の新人と舊人』一七―二六、五九―六五、一二九―一三二頁を參照。また、奉天全省官地清丈局については、前掲の拙稿「辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げについて」を參照。

(25) 遼寧省檔案館所藏の『奉天全省官地清丈局檔案』『奉天省公署檔案』については、拙稿「遼寧省檔案館での土地關係史

料調査について」『滿族史研究通信』第二號　一九九二年、一三―一七頁を參照。

(26) 前掲『滿洲舊慣調査報告書前編ノ內　皇產』二二六頁。

(27) 同、二二八―二九、二三〇―三三頁。

(28) 遼寧省檔案館所藏『奉天省公署檔案』文書番號三二七六五「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告民國五年十月」。

(29) 前掲『滿洲舊慣調査報告書前編ノ內　皇產』二四七―五二頁。

(30) 前掲「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」のうち、「丈放章程布告」。

(31) 他の官地の拂い下げの場合も地價は大體三元から八元程度に設定されていた。前掲拙稿「辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げについて」を參照。例えば、一つの目安として、清末時の錦州官莊拂い下げの際の地價は、當時の實勢地價の約二十パーセント程度の水準であった。前掲の拙稿「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社會經濟史的意味」を參照。

(32) 前掲「奉天官地清丈局　丈放三陵窰柴官甸地畝册及丈放章程布告」のうち、「丈放三陵窰柴官甸地畝册」。

(33) 奉天農事試驗場『奉天全省農業調査書　第一期』（奉天、一九〇九年）第五編、第三章「土地各類之面積」四六b―四七a頁。

(34) 「押與」については、南滿洲鐵道株式會社編纂（宮內季子筆）『滿洲舊慣調査報告書後編第二卷　押ノ慣習』（南滿洲鐵道株式會社、大正三年）を參照。

(35) 「在留日本人　在奉天帝國領事館管內」『第二回　支那年鑑』（東亞同文會調査編纂部、大正六年）四五頁。

(36) 同、四一頁。

(37) 張煥相と同樣、張煥柏の第四子張國純も昭和四年より二年間、日本の陸軍士官學校に留學していた。こうした點からも張家が日本と深い結びつきを有していたことをうかがうことができよう。前掲『日本陸軍士官學校中華民國留學生名簿』一一五頁。

(38) 例えば、裕王府の土地が拂い下げられた際、場所は特定できないものの、その一部と考えられる窰柴官山地の約四千畝は「想龍山公會」という團體に拂い下げられていた（遼寧省檔案館所藏『八旗地畝册』文書番號一四五）。團體への拂い下げという形をとっているものの、その土地が實質的に誰の所有に歸したのかといった點を探ることは、困難ではあるが、興味ある課題である。

〔附記〕　筆者は平成三年―五年度の文部省科學研究費補助金（國際學術研究）「清朝の國家形成期をめぐる諸史料の總合的研究」により、遼寧省檔案館において史料調査を行う機會を得、本史料を閲覽することができた。本稿はその成果の一部である。

advocating the surrender of the Ryukyu Islands, and from a proposal for the annexation of Korea to China to a proposal for the co-protection of Korea by China and Japan. Despite this evolution of policies, however, Li Shuchang's adviser, Yao Wendong 姚文棟, continued to insist on the restoration of the Ryukyu Kingdom.

THE DISPOSAL OF PUBLIC LAND IN FENGTIAN 奉天 AFTER THE 1911 REVOLUTION
—The Case of Zhaoling Yaochai Guandiandi 昭陵窰柴官甸地—

ENATSU Yoshiki

Much of Fengtian was classified as public land during the Qing period, and private civilians were prohibited from owing it. At the end of the Qing period, the Fengtian provincial government made a full-scale land survey and sold vast areas of public land to private civilians. The task of the disposal of public land was taken over by the Fengtian provincial government during the Republic, and was later carried out by the government of Zhang Zuolin 張作霖. A vast area of public land was controlled by a considerable number of Han Bannerman (Hanjun Qiren 漢軍旗人), who functioned as pseudo-landlords in the Qing period. When the public land was disposed of, these Han Bannermen were usually given first priority to purchase the land they had managed.

This study examines the case of the Zhang family, the hereditary commanders of the Han Borderd Yellow Bannnermen guards (Hanjun Xianghuang Qiren 漢軍鑲黃旗人). The Zhang family had extensive landholdings in the Fushun 撫順, Hailong 海龍, and Xifeng 西豐 areas during the Republican period. A large part of the land had originally been considered part of the Manchu's spiritual homeland, and had been appended to the Qing Emperors' tombs (Sanling 三陵), which sons of the Zhang family had managed for generations. It is highly probable that by taking advantage of their status as powerful officials of the Sanling, members of the Zhang family were able to purchase or simply to occupy much of the

land formerly belonging to the Sanling at the time of the disposal of public land.

In this paper, I also examine the Zhaoling Yaochai Guandiandi area attached to the Sanling, and confirm that the Zhang family did, in fact, control a large part of Sanling land at the end of the Qing period, and that it continued to do so even after the 1911 Revolution. On the basis of the historical evidence that Zhang family lands were, in fact, sold to Japanese purchasers. However, this study also makes it clear that the government of Zhang Zuolin did not recognize private ownership of Zhang family land.

THE ROLE OF DUTCH COLONIAL RULE IN THE TRANSFORMATION OF A TRADITIONAL AGRICULTURAL CALENDAR
—The Case of Priangan, West Java in the 1820's—

OHASHI Atsuko

This essay examines the change in the traditional agricultural calendar effected by Dutch rule over Priangan colonial society.

At the time that Priangan society came under the Dutch East India Company (VOC)'s rule in 1677, it subsisted on the slash-and-burn method of cultivation. The VOC introduced the cultivation of coffee in the early-eighteenth century, and Priangan soon became a profitable coffee-producing colony for the VOC. However, in the initial period the VOC government in Batavia could exercise no control over the production process, in which coffee was cultivated in the same way as traditional pepper cultivation.

In the course of the eighteenth century, the VOC was gradually able to gain control over the coffee-production process by making use of irrigated wet-rice fields established by native chiefs using VOC funds. Coffee cultivations was promoted among the people in exchange for the use of fields or irrigation facilities such as canals, which allowed far greater production stability and higher crop yields than was possible using the traditional slash-and-burn method.